

国民健康保険税条例の一部改正について(令和8年4月1日施行)

子ども・子育て支援金制度の創設と地方税法施行令の一部改正を踏まえ、幌延町国民健康保険税条例を下記のとおり改正しました。

●子ども・子育て支援納付金分の新設

所得割	0.29%
均等割(1人あたり) ※	1,100円
平等割(1世帯あたり)	1,000円

※18歳未満の被保険者は、均等割が全額軽減されます。

●課税限度額の改正

区分	改正前	改正後
医療給付費分	66万円	67万円
後期高齢者支援金等分	26万円	26万円
介護納付金分	17万円	17万円
子ども・子育て支援金分		3万円
合計	109万円	113万円

●軽減判定基準の見直し

軽減区分	改正前	改正後
7割軽減	世帯の所得が43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)以下	世帯の所得が43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割軽減	43万円+(30.5万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+(31万円 ×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割軽減	43万円+(56万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+(57万円 ×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下

お問い合わせ先:住民生活課 税務住民係 電話:5-1112 告知端末機:5-8812

幌延町まちづくり町民参加条例に基づく、 町民参加手続きの実施状況および実施予定について

町では重要な政策や計画等に、町民皆さんの意見を反映させるため、事前にその案を公表し、意見を募る「パブリックコメント手続き」を行っています。

●令和7年度に実施したパブリックコメント手続きは、ありません。

●令和8年度に予定しているパブリックコメント手続きは、次のとおりです。

案 件 名	意見募集時期(予定)	担当部署
第10期幌延町介護保険事業計画・高齢者福祉計画(案)	令和9年2月	保健福祉課 社会福祉係